

香川県立東山魁夷せとうち美術館昇降機保守点検業務に係る公募について（公告）

次のとおり受託者を公募します。

令和8年3月3日

香川県立東山魁夷せとうち美術館
館長 増田 昭宏

1 公募に付する事項

(1) 委託業務名

香川県立東山魁夷せとうち美術館昇降機保守点検業務

(2) 委託期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定による長期継続契約であるため、令和8年度以降において、当該契約に係る県の歳出予算に減額又は削除があったときは契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(3) 委託業務の概要

香川県立東山魁夷せとうち美術館に設置している東芝エレベータ株式会社製の昇降機の保守点検業務

1) 保守点検の対象

東芝エレベータ株式会社製

LA01【自己診断機能付】（ロープ式）

（乗用 11人 45m/分 2停止）

付加仕様 車椅子兼用特殊ドアセーフティ

付加装置 地震時間制運転装置

停電時自動着床装置

オートアナウンス

2) 保守点検の内容

上記の設備が常に正常かつ良好な機能状態を保てるようするための動作確認、機器調整、磨耗部品の交換等

3) 保守点検回数

・稼動ごとに自己診断機能により運行状態の点検

・月1回遠隔監視点検

・定期点検（年4回）

・機器不調時の随時点検

4) その他

・月1回の点検完了毎に報告書を提出する。

・一定金額（別途協議）以下の消耗品については、点検業者側の負担とする。

- ・再委託は禁止する。ただし、機器の調整、交換部品の調達等のためには、東芝エレベータ株式会社の協力が必要となる可能性が高いため、この者への一部再委託についてはあらかじめ美術館から書面による承認を得て行なうことは可能。

2 応募資格

民間事業者などで、次の要件を満たす者とします。

- (1) 県内に本店又は営業所、活動拠点を有する法人又は県内に住所を有する個人
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止措置要領(平成11年香川県告示第787号)に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。また、暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 香川県税に滞納のない者(香川県税の納税証明書(未納のない旨の証明)を提出すること。ただし、応募意思表明書の提出時点において競争入札参加資格者名簿に登録されている者は提出しなくてよい。)
- (7) 当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有している者
- (8) 緊急時に対応窓口を設け、故障等の対応(現場到着)が30分以内に行えること。

3 応募方法

応募意思表明書(様式任意)を香川県立東山魁夷せとうち美術館に持参、郵送又は電子メールにより提出してください。(期間内必着)

【持参の場合】

(応募期間) 令和8年3月3日(火)～令和8年3月10日(火)(月曜日は除く。)

(受付時間) 9:00～12:00、13:00～17:00

【郵送又は電子メールの場合】

(受付期間) 令和7年3月3日(火)から

令和7年3月10日(火)17:00まで

4 契約の方法

- (1) 応募意思表明書を提出した者が1者の場合は、上記2応募資格の有無および必要に応じ保守点検計画書案の提出を受け、本件業務が実施可能か判断した上で、単

独随意契約の方法により契約を締結します。

- (2) 応募意思表明書を提出した者が2者以上あった場合は、上記2応募資格の有無および必要に応じ保守点検計画書案の提出を受け、本件業務が実施可能であると判断した応募者を対象に競争見積りにより契約者を選定した上、契約を締結します。

5 契約書作成の要否
要します。

6 電子契約の可否

- (1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時又は見積書提出時に電子入札システム又は電子メールにより提出してください。

- (3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

7 応募・照会先

〒762-0066

坂出市沙弥島字南通224-13

香川県立東山魁夷せとうち美術館 総務担当

TEL：0877-44-1333

FAX：0877-44-0220

メールアドレス：higasiyamakaii@pref.kagawa.lg.jp

8 その他

この業務は、当該契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに効力が生じるものとする。